

変更対比表（令和7年度兵庫県立都市公園の指定管理者の公募）

R7.8.13 掲載開始

公園名 箇所(頁)	変更前	変更後（変更箇所は赤字）
※7/25 変更分 募集要項 (P26)	11 スケジュール（予定） ① 募集要項等配布開始：令和7年7月23日（水） ② 現地説明会 1：令和7年8月4日（月）（尼崎の森中央緑地） ③ 現地説明会 2：令和7年8月6日（水）（有馬富士公園）・（一庫公園） ④ 現地説明会 3：令和7年8月8日（金）（丹波並木道中央公園） ⑤ 質問事項の受付期間：令和7年8月1日（金）～29日（金） ⑥ 質問の回答：令和7年9月3日（水） ⑦ 応募書類受付期間：令和7年9月22日（月）～10月3日（金） ⑧ 募集の終了：令和7年10月3日（金） ⑨ プレゼンテーション審査：令和7年10月中旬 ⑩ 選定結果公表：令和7年11月下旬 ⑪ 兵庫県議会における議決：令和7年12月中旬 ⑫ 指定管理者の指定：令和8年1月中旬 ⑬ 協定等の締結：令和8年1月下旬 ⑭ 業務引継ぎ：令和8年1月中旬～3月下旬 ⑮ 管理の開始：令和8年4月1日より ※スケジュール（予定）は、応募状況等により一部変更する事があります。 スケジュール等の変更は兵庫県ホームページにて、お知らせします。 (https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/siteikannrisya/r7siteikannrisya.html)	11 スケジュール（予定） ① 募集要項等配布開始：令和7年7月23日（水） ② 現地説明会 1：令和7年8月4日（月）（有馬富士公園）・（一庫公園） ③ 現地説明会 2：令和7年8月6日（水）（尼崎の森中央緑地） ④ 現地説明会 3：令和7年8月8日（金）（丹波並木道中央公園） ⑤ 質問事項の受付期間：令和7年8月1日（金）～29日（金） ⑥ 質問の回答：令和7年9月3日（水） ⑦ 応募書類受付期間：令和7年9月22日（月）～10月3日（金） ⑧ 募集の終了：令和7年10月3日（金） ⑨ プレゼンテーション審査：令和7年10月中旬 ⑩ 選定結果公表：令和7年11月下旬 ⑪ 兵庫県議会における議決：令和7年12月中旬 ⑫ 指定管理者の指定：令和8年1月中旬 ⑬ 協定等の締結：令和8年1月下旬 ⑭ 業務引継ぎ：令和8年1月中旬～3月下旬 ⑮ 管理の開始：令和8年4月1日より ※スケジュール（予定）は、応募状況等により一部変更する事があります。 スケジュール等の変更は兵庫県ホームページにて、お知らせします。 (https://web.pref.hyogo.lg.jp/ks24/siteikannrisya/r7siteikannrisya.html)
尼崎の森 中央緑地 管理水準書 (本編) (P7)	4.1 メリケントキンソウ駆除 近年本公園にて「兵庫県の外来生物（ブラックリスト2010）」に記載の「メリケントキンソウ」の繁茂が確認されており、これは果実に棘があり触れると肌に刺さり、怪我をする恐れがあることから、特に芝生において必要に応じた駆除及び防除を行うこと。 (1) 想定範囲：大芝生広場、多目的広場（臨時駐車場）、第2工区芝生地	(削除)

公園名 箇所(頁)	変更前	変更後（変更箇所は赤字）																																		
	(2) 頻 度：適宜（薬剤散布は指定管理期間中に全面２回以上） (3) 手 法：人力除草、薬剤散布 (4) 薬剤散布に関する留意事項 ①薬剤の使用に関しては、農薬取締法等の農薬関連法規及び製造者で定めている使用安全基準、使用方法を遵守する。 ②薬剤の種類は、他植物への影響を考慮し決定する。 ③事前に来園者及び周辺等にあらかじめ周知を行う。作業は来園者の少ない時間帯に行い、看板や張り紙等を設置し来園者に注意を喚起する。																																			
尼崎の森 中央緑地 管理水準書 （本編） （P10）	4.4 防草シート撤去 雑草の繁茂を防ぐため防草シートを設置する場合、苗木が生育し一定の葉張りを確保すると雑草が広がりにくい状態となり、苗木への雨水供給に防草シートは支障物となる。また、防草シートを固定しているピンが足に刺さる危険性があるため、これらを適切な時期に撤去すること。 箇 所：県と協議 頻 度：2,000m2/年程度	(削除)																																		
尼崎の森 中央緑地 管理水準書 （本編） （P22）	(2) 参画と協働による森づくり活動の役割分担 本公園の指定管理者は、「尼崎の森中央緑地 森づくり活動 参画と協働に関するルールブック」の最新版に定める県の役割（植栽基盤整備等は除く。）を担うとともに、将来にわたり持続可能な参画と協働による森づくり活動に取り組むこと。 (資料掲載 HP：尼崎の森中央緑地で森づくりの仲間になろう！) https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk07/hs04_6_000000017.html <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">項目</th><th colspan="3">役割分担※¹</th></tr><tr><th>兵庫県</th><th>指定管理者</th><th>参画主体 (県民・企業等)</th></tr><tr><td rowspan="2">苗木 生産</td><td>種子採取</td><td>●</td><td>△</td><td>○</td></tr><tr><td>箱まき、鉢上、ポット苗除草</td><td></td><td colspan="2">○</td></tr></table>	区分	項目	役割分担※ ¹			兵庫県	指定管理者	参画主体 (県民・企業等)	苗木 生産	種子採取	●	△	○	箱まき、鉢上、ポット苗除草		○		(2) 参画と協働による森づくり活動の役割分担 本公園の指定管理者は、「尼崎の森中央緑地 森づくり活動 参画と協働に関するルールブック」の最新版に定める県の役割（植栽基盤整備等は除く。）を担うとともに、将来にわたり持続可能な参画と協働による森づくり活動に取り組むこと。 (資料掲載 HP：尼崎の森中央緑地で森づくりの仲間になろう！) https://web.pref.hyogo.lg.jp/hsk07/hs04_6_000000017.html <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">項目</th><th colspan="3">役割分担※¹</th></tr><tr><th>兵庫県</th><th>指定管理者</th><th>参画主体 (県民・企業等)</th></tr><tr><td rowspan="2">苗木 生産</td><td>種子採取</td><td>●</td><td>△</td><td>○</td></tr><tr><td>箱まき、鉢上、ポット苗除草</td><td></td><td colspan="2">○</td></tr></table>	区分	項目	役割分担※ ¹			兵庫県	指定管理者	参画主体 (県民・企業等)	苗木 生産	種子採取	●	△	○	箱まき、鉢上、ポット苗除草		○	
区分	項目			役割分担※ ¹																																
		兵庫県	指定管理者	参画主体 (県民・企業等)																																
苗木 生産	種子採取	●	△	○																																
	箱まき、鉢上、ポット苗除草		○																																	
区分	項目	役割分担※ ¹																																		
		兵庫県	指定管理者	参画主体 (県民・企業等)																																
苗木 生産	種子採取	●	△	○																																
	箱まき、鉢上、ポット苗除草		○																																	

公園名 箇所(頁)		変更前					変更後（変更箇所は赤字）				
		灌水、病虫害防除		●	○※ ²		灌水、病虫害防除		●	○※ ²	
		苗木の里親 計画	○				苗木の里親 計画	○			
		〃 運営	○※県・指定管理者共催				〃 運営	○※県・指定管理者共催			
	植栽	植栽		○		植栽	植栽		○		
	養生	散水・洗浄※ ³		●	—	養生	散水・洗浄※ ³		●	—	
		防草シート撤去		●							
	緑地 管理	除草		○		緑地 管理	除草		○		
		間伐		○			間伐		○		
		発生材の利用		○			発生材の利用		○		
	※ ¹ ●：主体的に実施， ○：参画と協働で実施， △：協力・支援					※ ¹ ●：主体的に実施， ○：参画と協働で実施， △：協力・支援					
	※ ² 薬剤を使わない作業に限る					※ ² 薬剤を使わない作業に限る					
	※ ³ 灌水用スプリンクラーを活用し、枝葉の汚れを落とす作業					※ ³ 灌水用スプリンクラーを活用し、枝葉の汚れを落とす作業					

尼崎の森 中央緑地 資料集(P2)	●年度毎の基準価格					●年度毎の基準価格				
	指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案※すること。※提案を求めるのは、管理運営業務のみ。					指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案※すること。※提案を求めるのは、管理運営業務のみ。				
	なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。					内訳は参考として示すものであり、区分ごとに記載額の範囲内におさめなくても構わない。				
	なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。					なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。				
	年 度	基準額		備 考		年 度	管理運営業務		魅力アップ事業	合計
		管理運営業務	魅力アップ事業				基準額	内 訳（参考）		
	令和8年度	千円	千円	計 千円		令和8年度	110,292 千円	人件費 54,524 千円	7,260 千円	117,552 千円
		人件費以外 55,824 千円								
	令和9年度	千円	千円	計 千円		令和9年度	110,292 千円	利用料金収入 56 千円	7,260 千円	117,552 千円
		人件費 54,524 千円								
	令和10年度	千円	千円	計 千円		令和10年度	110,292 千円	人件費以外 55,824 千円	7,260 千円	117,552 千円
		利用料金収入 56 千円								
令和11年度	千円	千円			令和10	110,292 千円	人件費 54,524 千円	7,260	117,552	

公園名 箇所(頁)	変更前				変更後（変更箇所は赤字）																																										
			計 千円			年度		人件費以外 利用料金収入	55,824 千円 56 千円	千円	千円																																				
	令和 12 年度	千円		千円		令和 11 年度	110,292 千円	人件費 人件費以外 利用料金収入	54,524 千円 55,824 千円 56 千円	7,260 千円	117,552 千円																																				
				計 千円				人件費 人件費以外 利用料金収入	54,524 千円 55,824 千円 56 千円	7,260 千円	117,552 千円																																				
	※各年度の基準額は、確定した予算ではありません。					※各年度の基準額は、確定した予算ではありません。記載の額は消費税及び地方消費税を含む。																																									
一庫公園 資料集(P2)	●年度毎の基準額 指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案すること。 なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。					●年度毎の基準額 指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案すること。 内訳は参考として示すものであり、区分ごとに記載額の範囲内におさめなくても構わない。 なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。																																									
	<table><tr><th>年 度</th><th>基準額</th><th>備 考</th></tr><tr><td>令和 8 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr><tr><td>令和 9 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr><tr><td>令和 10 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr><tr><td>令和 11 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr><tr><td>令和 12 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr></table>					年 度	基準額	備 考	令和 8 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	令和 9 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	令和 10 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	令和 11 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	令和 12 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	<table><tr><th>年度</th><th>基準額</th><th>内訳（参考）</th></tr><tr><td>令和 8 年度</td><td>41,907 千円</td><td>人件費 16,865 千円 人件費以外 25,096 千円 利用料金収入 54 千円</td></tr><tr><td>令和 9 年度</td><td>41,907 千円</td><td>人件費 16,865 千円 人件費以外 25,096 千円 利用料金収入 54 千円</td></tr><tr><td>令和 10 年度</td><td>41,907 千円</td><td>人件費 16,865 千円 人件費以外 25,096 千円 利用料金収入 54 千円</td></tr><tr><td>令和 11 年度</td><td>41,907 千円</td><td>人件費 16,865 千円 人件費以外 25,096 千円 利用料金収入 54 千円</td></tr><tr><td>令和 12 年度</td><td>41,907 千円</td><td>人件費 16,865 千円</td></tr></table>						年度	基準額	内訳（参考）	令和 8 年度	41,907 千円	人件費 16,865 千円 人件費以外 25,096 千円 利用料金収入 54 千円	令和 9 年度	41,907 千円	人件費 16,865 千円 人件費以外 25,096 千円 利用料金収入 54 千円	令和 10 年度	41,907 千円	人件費 16,865 千円 人件費以外 25,096 千円 利用料金収入 54 千円	令和 11 年度	41,907 千円	人件費 16,865 千円 人件費以外 25,096 千円 利用料金収入 54 千円	令和 12 年度	41,907 千円	人件費 16,865 千円
	年 度	基準額	備 考																																												
	令和 8 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																												
	令和 9 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																												
	令和 10 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																												
	令和 11 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																												
	令和 12 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																												
	年度	基準額	内訳（参考）																																												
	令和 8 年度	41,907 千円	人件費 16,865 千円 人件費以外 25,096 千円 利用料金収入 54 千円																																												
令和 9 年度	41,907 千円	人件費 16,865 千円 人件費以外 25,096 千円 利用料金収入 54 千円																																													
令和 10 年度	41,907 千円	人件費 16,865 千円 人件費以外 25,096 千円 利用料金収入 54 千円																																													
令和 11 年度	41,907 千円	人件費 16,865 千円 人件費以外 25,096 千円 利用料金収入 54 千円																																													
令和 12 年度	41,907 千円	人件費 16,865 千円																																													
※各年度の基準額は、確定した予算ではありません。																																															

公園名 箇所(頁)	変更前	変更後（変更箇所は赤字）																																				
		<table border="1" data-bbox="1249 244 2130 320"> <tr> <td></td><td></td><td>人件費以外 25,096 千円</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>利用料金収入 54 千円</td></tr> </table> ※各年度の基準額は、確定した予算ではありません。記載の額は消費税及び地方消費税を含む。			人件費以外 25,096 千円			利用料金収入 54 千円																														
		人件費以外 25,096 千円																																				
		利用料金収入 54 千円																																				
有馬富士公園 資料集(P2)	●年度毎の基準額 指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案すること。 なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。 <table border="1" data-bbox="311 628 1187 1023"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>基準額</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr> <tr> <td>令和 9 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr> <tr> <td>令和 10 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr> <tr> <td>令和 11 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr> <tr> <td>令和 12 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr> </tbody> </table> ※各年度の基準額は、確定した予算ではありません。	年 度	基準額	備 考	令和 8 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	令和 9 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	令和 10 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	令和 11 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	令和 12 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	●年度毎の基準額 指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案すること。 内訳は参考として示すものであり、区分ごとに記載額の範囲内におさめなくても構わない。 なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。 <table border="1" data-bbox="1249 703 2130 1315"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>基準額</th><th>内訳（参考）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8 年度</td><td>59,822 千円</td><td>人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円</td></tr> <tr> <td>令和 9 年度</td><td>59,822 千円</td><td>人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円</td></tr> <tr> <td>令和 10 年度</td><td>59,822 千円</td><td>人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円</td></tr> <tr> <td>令和 11 年度</td><td>59,822 千円</td><td>人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円</td></tr> <tr> <td>令和 12 年度</td><td>59,822 千円</td><td>人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円</td></tr> </tbody> </table> ※各年度の基準額は、確定した予算ではありません。記載の額は消費税及び地方消費税を含む。	年度	基準額	内訳（参考）	令和 8 年度	59,822 千円	人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円	令和 9 年度	59,822 千円	人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円	令和 10 年度	59,822 千円	人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円	令和 11 年度	59,822 千円	人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円	令和 12 年度	59,822 千円	人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円
年 度	基準額	備 考																																				
令和 8 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																				
令和 9 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																				
令和 10 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																				
令和 11 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																				
令和 12 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																				
年度	基準額	内訳（参考）																																				
令和 8 年度	59,822 千円	人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円																																				
令和 9 年度	59,822 千円	人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円																																				
令和 10 年度	59,822 千円	人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円																																				
令和 11 年度	59,822 千円	人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円																																				
令和 12 年度	59,822 千円	人件費 26,531 千円 人件費以外 34,204 千円 利用料金収入 913 千円																																				

公園名 箇所(頁)	変更前	変更後（変更箇所は赤字）																																				
丹波並木道 中央公園 資料集(P2)	●年度毎の基準額 指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案すること。 なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th><th>基準額</th><th>備 考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr> <tr> <td>令和 9 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr> <tr> <td>令和 10 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr> <tr> <td>令和 11 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr> <tr> <td>令和 12 年度</td><td>千円</td><td>消費税及び地方消費税含む</td></tr> </tbody> </table> ※各年度の基準額は、確定した予算ではありません。	年 度	基準額	備 考	令和 8 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	令和 9 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	令和 10 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	令和 11 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	令和 12 年度	千円	消費税及び地方消費税含む	●年度毎の基準額 指定管理料の金額については、次の年度毎の基準額を上限とする範囲内で提案すること。 内訳は参考として示すものであり、区分ごとに記載額の範囲内におさめなくても構わない。 なお、年度毎の基準額を超える提案は、資格審査で失格となるので十分留意すること。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th><th>基準額</th><th>内訳（参考）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和 8 年度</td><td>62,587 千円</td><td> 人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円 </td></tr> <tr> <td>令和 9 年度</td><td>62,587 千円</td><td> 人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円 </td></tr> <tr> <td>令和 10 年度</td><td>62,587 千円</td><td> 人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円 </td></tr> <tr> <td>令和 11 年度</td><td>62,587 千円</td><td> 人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円 </td></tr> <tr> <td>令和 12 年度</td><td>62,587 千円</td><td> 人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円 </td></tr> </tbody> </table> ※各年度の基準額は、確定した予算ではありません。記載の額は消費税及び地方消費税を含む。	年度	基準額	内訳（参考）	令和 8 年度	62,587 千円	人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円	令和 9 年度	62,587 千円	人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円	令和 10 年度	62,587 千円	人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円	令和 11 年度	62,587 千円	人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円	令和 12 年度	62,587 千円	人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円
年 度	基準額	備 考																																				
令和 8 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																				
令和 9 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																				
令和 10 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																				
令和 11 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																				
令和 12 年度	千円	消費税及び地方消費税含む																																				
年度	基準額	内訳（参考）																																				
令和 8 年度	62,587 千円	人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円																																				
令和 9 年度	62,587 千円	人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円																																				
令和 10 年度	62,587 千円	人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円																																				
令和 11 年度	62,587 千円	人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円																																				
令和 12 年度	62,587 千円	人件費 23,214 千円 人件費以外 39,373 千円 利用料金収入 0 千円																																				

公園名 箇所(頁)	変更前	変更後（変更箇所は赤字）
尼崎の森 中央緑地 管理水準書 (本編) (P27) ↓ (P34)	(P27) 7. その他 7.1 報告書の作成 各事業の結果・成果について、事業毎に内容を取りまとめ、県へ報告すること。 以下の内容を記載及び添付すること (開催期日、開催内容、従事者名、参加人数、状況写真、関係者との打合簿、アンケート及び分析結果、チラシ原本) 7.2 本業務について (1) 事業の実施に際しては、事前に県と適宜打ち合わせを行うこと。 (2) 運営に必要なスタッフを配置し、十分な体制を確保すること (3) 本水準書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本水準書に定めのない事項については、必要に応じて協議の上、定めることとする。 (4) 本仕様書に定める内容が明らかに履行されていないと認められる場合等には、実施前年度の3月に提示した額を上限として、環境学習事業費を精算する。 (5) 本編P.33に記載のとおり、環境学習事業それぞれの内容及び収支について報告することとしているが、各事業・イベント毎の収支についても記載すること。	(P27 7.1 7.2 を削除) (P34 3.3 に追記) (3) 報告書の作成 各事業の結果・成果について、事業毎に内容を取りまとめ、県へ報告すること。 以下の内容を記載及び添付すること (開催期日、開催内容、従事者名、参加人数、状況写真、関係者との打合簿、アンケート及び分析結果、チラシ原本) (4) 本業務について ① 事業の実施に際しては、事前に県と適宜打ち合わせを行うこと。 ② 運営に必要なスタッフを配置し、十分な体制を確保すること。 ③ 魅力アップ事業費については、当該事業以外への流用は認めない。 ④ 事業実施前年度の3月に指定管理者へ確定した予算額を提示する。 県との事業内容等協議において、各事業・イベント毎の予算を検討すること。 ⑤ 県との事業内容等協議にて定めた内容が明らかに履行されていないと認められる場合等には、実施前年度の3月に提示した額を上限として、魅力アップ事業費を精算する。 ⑥ 各事業・イベント毎の収支についても報告書に記載すること。
尼崎の森 中央緑地 管理水準書 (本編) (P27)	7.3 広報活動 7.4 尼崎スポーツの森との相互協力について 7.5 中央緑地への交通手段の検討について	7.1 広報活動 7.2 尼崎スポーツの森との相互協力について 7.3 中央緑地への交通手段の検討について

公園名 箇所(頁)	変更前	変更後（変更箇所は赤字）
一庫公園 管理水準書 (本編) (P11)	4. 清掃 第1節 建築物等清掃 1.1 管理事務所、ワークショップリーム、会議室 (1) 頻 度：1回以上/1日	4. 清掃 第1節 建築物等清掃 1.1 管理事務所、ワークショップリーム、会議室 (1) 頻 度：管理事務所は1回/日、ワークショッ プリームは1回/週、会議室については利用状況に応じて 適切な頻度で管理を行う。